

事 務 連 絡
平成 2 8 年 6 月 1 日

各都道府県 高校生等奨学給付金担当課
高等学校等奨学金事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局
財務課高校修学支援室

「生活保護法による保護の実施要領について」等の一部改正に
伴う取扱いについて

高校生等奨学給付金事業の実施に関しましては、日頃より御尽力いただきありがとうございます。

この度、高校生等奨学給付金(以下、「給付金」という)や各都道府県が実施する奨学金事業(以下、「奨学金」という)と関連のある「生活保護法による保護の実施要領について」等の一部改正について、別添のとおり厚生労働省から通知等が発出されました。

通知等で示されているように、平成28年7月1日から、給付金や奨学金を下記の『就労や早期の保護脱却に資する経費』に当てた場合も、生活保護における収入認定から除外されることとなりました。

ついては、今回の改正内容等について御確認の上、生活保護受給世帯に給付金を給付する際は、受給者等に対して確実に情報提供を行っていただくとともに、具体的な給付金の活用方法については、担当の社会福祉事務所と十分に相談するよう周知をお願いします。

なお、奨学金につきましても、各都道府県において適切に対応いただくようお願いいたします。

参考として、別添「参考資料」をお送りしますので、御活用ください。

記

- 就労や早期の保護脱却に資する経費
 - (1) 自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費(技能修得費の給付対象となるものを除く)
 - (2) 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費(事前に必要な入学料等に限る。)
 - (3) 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用
 - (4) 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局高校修学支援室
高校修学第三係 担当：新谷・古賀
TEL：03-5253-4111 (内線 3170)
FAX：03-6734-3177
e-mail：shuugaku@mext.go.jp

参考資料

生活保護受給世帯の高校生等に対する恵与金・貸付金で
生活保護制度において収入認定除外の対象となる経費
(平成28年7月1日現在)

収入認定除外の対象となる経費の例		
学校 教育 費	私立高校における授業料の不足分	高等学校等就学支援金及び都道府県の授業料軽減補助制度を活用しても不足する経費
	修学旅行費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行費 ・ 修学旅行積立金 (※積立の目的確認ができるように管理をする必要があります。)
	クラブ活動費	生活保護制度の学習支援費を活用しても不足する分
学校 外 活 動 費	学習塾 (家庭教師費用を含む。)	※平成27年10月1日から適用
	入学金	
	授業料・講習会費	
	教材費	
	模擬試験代 通塾のための交通費など	
就労や 早期の 保護 脱却に 資する 経費	<p>※平成28年7月1日から適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費(技能修得費の給付対象となるものを除く) ・ 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費(事前に必要な入学料等に限る。) ・ 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用 ・ 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金 	

【参考通知文 (高等学校等修学支援事業費補助金の手引きP20~P37参照)】

- ・ 平成26年7月14日付事務連絡
高校生等奨学給付金 (奨学のための給付金) 事業について
- ・ 平成27年8月18日付事務連絡
「生活保護法による保護の実施要領について」等の一部改正に伴う取扱いについて
- ・ 平成27年10月30日付事務連絡
生活保護受給世帯における『高校生等奨学給付金』の取扱いについて